

米子市国際観光案内所外観及び内装改修業務委託仕様書

1 目的

現在、米子駅構内に開設している「米子市国際観光案内所（JNTO 認定外国人観光案内所（カテゴリー2）」を米子駅南北自由通路等整備事業工事に伴い米子グルメプラザへ移転を予定している。このため、来訪者などに観光案内をしたり、米子市並びに鳥取県西部圏域のPR・イメージアップを図るため、外観及び施設内の空間をより魅力的にデザインし、山陰観光の周遊拠点となるような観光案内所を目指すもの。

2 契約概要

(1) 発注者

米子市観光協会（以下「協会」という）

(2) 委託業務名称

米子市国際観光案内所外観及び内装改修業務

(3) 改修場所

米子グルメプラザ1階（米子市弥生町12番地）

(4) 面積

40.20㎡（現況の建築図面は、協会にて閲覧すること）

(5) 委託期間

契約締結日から令和2年9月30日まで

(6) 契約上限額

3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

経費については、外観、内装、デザイン、パネル、装飾など。ほか、交通費、通信費等の経費も含む。委託料は、原則として清算払いとし、最終的な検認を行った後に振込を行うものとする。

3 委託内容

- (1) 米子グルメプラザ1階の空間を魅力的なデザインとして改修する。
- (2) 外観及び施設内は「米子市や鳥取県西部圏域の観光で訪れた際に最初に立ち寄る場所」であり、誰もが観光案内所に入りやすい工夫をすること。
- (3) 施設内は軽微な改修・改装とすること。（室内の内装仕上げ・装飾に限る。工事は不可）
- (4) 案内業務以外に、物販、飲料提供や体験コンテンツ等のソフト事業が将来的に実施できるようスペースの確保や汎用性の高い什器にすること。
- (5) 現場改修工事は、令和2年7月中旬～9月下旬の間に行うこと。

4 デザイン・設計・改修について

- (1) 米子市の観光案内所としての施設であることを念頭に置いてデザイン・設計すること。鳥取県西部圏域の情報発信もできるように配慮すること。
- (2) 米子市や鳥取県西部圏域の魅力と地域の活力・賑わいが実感でき、バリアフリーに対応した設計にすること。
- (3) 大規模な改装は不可であり、軽微な改装のみとすること（別紙参照）

- (4) 改装において、疑義が生じた場合は、都度協議していくものとする。
- (5) 改装後に不備がみられた際の対応は事業者が行うこと。

5 法令遵守

受注者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守し、必要な届出・手続き等はあらかじめ協会職員と協議の上、受注者が代行するとともに、忠実に誠意をもって迅速に施工し、全て受注者の責任施工とする。

6 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって契約約款に定めるものの他、以下の書類を提出しなければならない。ただし、当協会職員が必要でないと認めた場合はこの限りではない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 実施体制表
- (4) 業務責任者届
- (5) 経歴書・資格証の写し
- (6) 施工計画書
- (7) 緊急連絡網
- (8) 完了届

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度当協会職員の承諾を受けるものとする。

7 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として受注者の負担とする。

8 実施体制

受注者は、業務責任者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については相当の経験を有する技術者を配置し、施工の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

9 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には速やかに工程表を再提出し、当協会職員と協議しなければならない。

10 品質

機器・材料等の製作・据付においては、事前に当協会職員に承諾を得るとともに使用される設備の使用目的を發揮できることを最優先とし、いかなる場合も機能を發揮できるまで受注者の責務において対処すること。

11 検査

- (1) 業務責任者は、法令に定める検査及び当協会職員による最終確認検査には立ち会わなければ

ならない。

- (2) 受注者は、最終確認検査において不合格を指摘された箇所は、受注者の責任とし費用負担をもって手直しを行わなければならない。

12 完成図書の提出

受注者は、以下の書類を提出し、当協会職員の承諾を得ること。ただし、当協会職員が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 完成図、CAD データ
- (2) 改修写真（着工前、施工中、完成時）
- (3) 主要資材メーカーリスト及び材料試験表
- (4) 設計打合記録
- (5) 数量積算書及び積算資料
- (6) 各保証書
- (7) 内訳明細書
- (8) 納品書

13 施工管理

業務責任者は、電話等で速やかに連絡が取れる体制で、当協会職員の指示を受け、施工管理・材料機器等の保管及び現場作業員の指導等、改修に関する一切の事項を処理すること。

14 損傷部補修

- (1) 本業務施工に際し、建造物・機器等を損傷しないように十分注意すること。
- (2) 万一損傷した場合は、当協会職員の指示に従い、同程度の資材をもって速やかに原型復旧すること。
- (3) 受注者は、本業務にあたり、第三者に損害を与えたときはその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

15 災害事故防止

現場作業員等の災害事故防止対策に万全を期すほか、万が一に備え、組立保険等の関係保険に加入するものとし、また労働基準法・労働安全衛生法等関係法令を順守し作業保安規定に違反しないよう努めること。

16 一括再委託の禁止

受注者は、本業務の作業において、一括して他の業者へ委託してはならない。

17 守秘義務

受注者は、関係図書及び図面等による機器名称・固有番号等の情報漏洩により委託者に重大な損害を与えることのないよう、業務により得られた情報の守秘義務を負うものとする。

18 廃棄物処理

- (1) 本業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分し、

当協会職員にマニフェスト関係の書類の提出をすること。

(2) 廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受注者が負担するものとする。

19 保証期間

保証期間は完成後1年間とする。

20 その他

(1) 本仕様書に定められていない事項については、双方の協議のうえ決定すること。

(2) 業務遂行にあたっての作業方法及び進捗状況について、当協会職員に適宜連絡すること。

(3) 米子駅前だんだん広場に車両を進入させる際は、事前に当協会職員と調整すること。

以上

(別表) 経費に係わる可否一覧

内容	可否	補足
壁、ガラス窓等素材の新調・交換	○	
照明器具の新調	○	節電型のもので、交換や維持管理が容易であること。旧機器類の引き取り・処分も併せて行うこと。
椅子・テーブル、カウンター、パンフレットラックの新調	○	できるだけ既存備品の活用が好ましいが、新調の場合は旧備品類の引き取り・処分も併せて行うこと。
壁・ガラス等へのカッティングシート類の貼付	○	屋内のみ可。剥がしても跡が残らないものに限る。
壁、天井等への天板、フック、配管、配線の取付	○	
壁、天井等からのレール、パネル類の設置	○	ワイヤ等で吊るすのも可
看板類の設置	○	外観及び屋内に設置可。看板記載の名称は別途協議。
地図等の大規模パネル類設置	○	
和傘・万灯オブジェ等の展示物設置	○	経年後撤去しても跡が残らないような簡易な設置に限る。